## 税率の改正

賦課方式の変更に併せて税額も変わります。また、地方税法の改正に伴い、 課税限度額が引き上げられます。

	医療分		後期高齢者支援金等分		介護納付金分	
算定区分	改正前 令和3年度	改正後 令和4年度	改正前 令和3年度	改正後 令和4年度	改正前 令和3年度	改正後 令和4年度
所得割	7.0%	6.3%	2.0%	2.9%	1.2%	2.1%
資産割	22.0%	廃止	8.0%	廃止	6.0%	廃止
均等割	21,000円	30,000円	6,000円	14,000円	10,000円	13,000円
平等割	20,000円	廃止	6,000円	廃止	5,000円	廃止
課税限度額	630,000円	650,000円	190,000円	200,000円	170,000円	170,000円

※介護納付金分は、40歳以上65歳未満の人のみ課税されます。





# 支援制度の拡大

子育て世代の負担を軽減するため、20歳未満の税額軽減などの 支援を行います。

#### 未就学児の 均等割の1/2軽減

1人あたり最大 22,000 円軽減



未就学児を除く20 歳未満の 均等割の1/4減免

1人あたり最大 11,000 円減免

- ※申請手続きは必要ありません。
- ※課税限度額を越えている世帯は、軽減などが適用されません。

間本保健年金課(国保) **Tel** 23-5557

#### 後期高齢者医療保険 令和4・5年度の保険料率は据え置きになります。

#### 令和4・5年度の保険料率

所得割額	8.5%
均等割額	46,000 円
賦課限度額	66万円(2万円増)

#### 保険料の計算方法

均等割 46.000 円 + 所得割(総所得等-基礎控除)×8.5% **間**本保険年金課(後期) **TeL** 23-7318

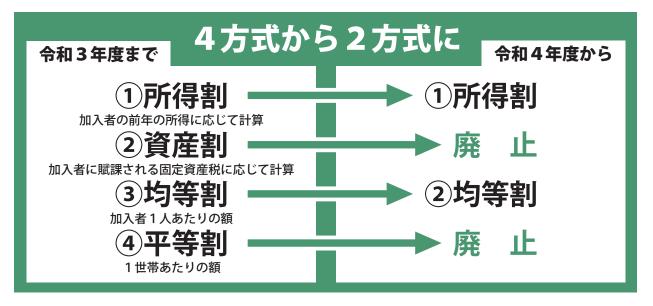
### 広告掲載欄

### 広告掲載欄

健

# 保険年金課 からの お知らせ

# 国民健康保険税の 賦課方式が変わります





### なぜ変わるの?

- ▶県から、よりわかりやすく、公平な課税方式にするために2方式へ統一する方針 が示されました。2方式へ見直されることにより以下の課題も解消されます。 また、将来的には、県内の保険税水準の統一も見据えています。
- **資産割(廃止)・・・**他市町村に所有している資産には課税されないことへの不公平感がある
- 平等割 (廃止)・・・現在の国保世帯の大半が 1 人または 2 人世帯ですが、それらの世帯は、多人 数世帯に比べると負担感が強い傾向がある



#### 影響は?

- ●資産割・平等割の廃止による減収分は、所得割・均等割で補う必要があるため、 税率改正に伴い、各世帯の税額に影響が生じますが、激変緩和措置として、基金 (貯金) の一部を取り崩し、負担軽減を行っています。
- ●低所得の1人世帯や固定資産税の課税がある少人数低所得世帯は、負担が減りますが、中間所得 層や多人数世帯は、負担が増える傾向があります。

広告掲載欄

広告掲載欄